

# 徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第252号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事が行った公文書部分公開決定において非公開とした部分のうち、株式会社〇〇印の印影については公開すべきであり、その他の部分を非公開とした判断は妥当である。

## 第2 諒問事案の概要

### 1 公文書公開請求

令和5年1月18日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「国定公園及び県港湾海岸、〇〇町〇〇地区に関する埋土及び開発に係る経緯経過が分かる関係書類（R4年度）一式 県土〇〇、環境管理、〇〇保健所」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和5年2月1日、実施機関は、〇〇岸壁における係留施設使用口頭申請受理書、係留施設使用・使用変更届及び出入港届を特定し、法人印の印影及び個人の氏名を除いた部分を公開する公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和5年2年8日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諒問

令和6年3月19日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諒問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

### 2 審査請求の理由

審査請求書には「県は本来国際法に準ずる船舶船長名を公開するべきである。」と記載されている。

## 第4 実施機関の説明要旨

本件請求によると、審査請求人が公開を要求している文書は、「係留施設使用口頭申請受理書」、「係留施設使用・使用変更届」及び「入出港届」である。

このうち、「入出港届」における「船長の氏名」は個人情報に該当することから、実施機関は、当該公文書公開請求書について、条例第12条第1項の規定に基づき部分公開決定をしたものである。

## 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和6年3月19日	諮詢
令和7年8月26日 第1部会（第26回）	審議
同年 9月26日 第1部会（第27回）	審議

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、国定公園及び県が管理する港湾海岸のうち、〇〇市〇〇町〇〇地区における盛土及び開発に係る経緯経過が分かる関係書類（R4年度）一式のうち、環境管理課並びに南部総合県民局県土整備部<〇〇>及び保健福祉環境部<〇〇>において保有するものの公開を求めるものである。

実施機関（南部総合県民局県土整備部<〇〇>）は、本件請求に係る公文書として、〇〇港〇〇岸壁における係留施設使用口頭申請受理書、係留施設使用・使用変更届及び入出港届（以下「本件公文書」という。）を特定し本件処分を行っているのに対し、審査請求人は、本件公文書のうち実施機関が非公開とした部分の公開を求めているものと解される。

以上を前提にすれば、本件請求に係る公文書についての実施機関と審査請求人の認識は一致しており、公文書の特定について争いがなく、実施機関による本件公文書の特定を不合理とする事情も認められないことから、本件公文書のうち実施機関が非公開とした部分が条例の非公開情報に該当するかを以下検討することとする。

### 2 条例の規定について

条例は、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう、公文書の公開を請求する権利を規定し、その解釈・運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重しなければならないとしている（第3条）。もっとも、この公文書公

開請求権は絶対無制限なものではなく、公開すれば個人、法人等の権利利益を侵害したり、公共の利益を損なったりする場合など、公開しないことに合理的な理由のある情報を例外的に非公開情報として条例第8条各号に定めている。したがって、審査に当たっては、原則公開の理念に照らし、公開文書の情報が非公開情報に該当するかどうかを、条例第8条各号の文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別具体的に判断する必要がある。

実施機関は、個人に関する情報及び法人に関する情報を非公開としたと説明していることから、これらの情報が条例第8条第1号及び第2号に該当するかが問題となる。これらの規定の該当性については、それぞれ以下の解釈により判断することとする。

#### (1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報とし、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開とする旨を規定している。

ア 特定の個人を識別することができる情報（イを除く。）

個人の氏名、生年月日及び住所等の、それだけで特定の個人を識別することができる情報をいう。

イ 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報

ア以外の記述等であっても、単独では必ずしも特定の個人が識別されるととはいえないが、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得ることとなる場合には、当該記述等は特定の個人を識別することができる情報に該当する。

#### (2) 条例第8条第2号について

条例第8条第2号は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

同号の「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」の「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものである。

「正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断する必要がある。例えば、経営方針、财务管理、労務管理など事業者の内部限りにおいて管理し、開示する相手方を自ら選択

する利益を有する情報（以下「内部管理情報」という。）については、これを当該事業者の意思にかかわりなく公開することは、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれがあると考えられる。

### 3 条例の非公開情報への該当性について

#### (1) 担当者及び船長の氏名について

担当者及び船長の氏名は、個人に関する情報であって、当該記述等により又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものであり、条例第8条第1号に該当する。なお、船長の氏名は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないから、同号イには該当しない。

#### (2) 株式会社○○印の印影について

法人の名称が彫られ、四角い形のものが多いことから、一般に角印と呼ばれる、法人の印鑑（以下「社印」という。）の印影である。

一般に、法人の重要な取引においては、代表者の登録印（代表者が法務局に届け出た印鑑で、代表者の職名が彫られ、法務局から印鑑証明書の発行が受けることができる、いわゆる法人の実印であり、丸い形のものが一般的であるため一般に丸印と呼ばれる印鑑をいう。以下同じ。）が用いられ、印鑑証明書が添付されることで、法人を代表する権限を有する者が法律行為を行うことを証明している。

これに対し、社印は、法人の重要な取引では代表者の登録印と組み合わせて用いられるほか、重要でない取引において代表者の登録印以外の印と組み合わせて使用されることが多い。このような社印の使用の実態からすると、社印の印影を公にしても、印章を偽造される可能性は低く、法人の正当な利益を害するおそれがあるとまではいえないから、条例第8条第2号には該当しない。

### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	